

## 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行状況について

### 1 制度概要等

#### (1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の概要

##### ・ 経緯

使用済小型電子機器等に含まれる有用金属等の相当部分が回収されずに廃棄されている状況にあったことから、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とし、制定（平成 25 年 4 月 1 日施行）。

##### ・ 概要

使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化の促進を図る。

##### ・ 対象品目

携帯電話端末、PHS 端末をはじめとする 28 分類（政令により指定）。

家電リサイクル法が対象とする 4 品目を除き、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具については、ほぼ全ての品目が対象。

#### (2) 認定事業者の認定状況

主務大臣による再資源化事業計画の認定を受けた事業者（認定事業者）は、平成 27 年 6 月 17 日時点で 41 事業者であり、そのうち、神奈川県を収集区域とするものは 14 事業者。

### 2 県内市町村の取組状況

#### (1) 分別収集の実施状況

(H27. 4. 1 時点)

実施状況	市 町 村 名	
実施中	26	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町
H27 年度実施予定	1	箱根町
H28 年度実施予定	1	南足柄市
時期未定等	5	綾瀬市、葉山町、真鶴町、湯河原町、清川村

## (2) 回収量・引渡量の状況

年度	回収量(kg)	引渡量(kg)	引渡価格(円)
H25年度	298,371.83	296,628.29	5,800,669
H26年度	1,001,755.19	996,116.52	18,427,043

### 3 課題

#### (1) 実施市町村の拡大

平成 27 年 4 月現在、分別収集を実施していない市町村があるため、既に実施している市町村のノウハウ等の情報提供を行うなど、取組を促進する必要がある。

#### (2) 回収量の確保

効率的に収集とリサイクルを実施するためには、回収量を確保することが重要であるため、引き続き回収量の増加に向けた取組を行う必要がある。

#### (3) 市町村財政負担の軽減

回収量の増加を図っていくためには、ボックス回収のみでは限界があるため、ピックアップ回収等の方法による取組を進める必要があるが、人件費等のランニングコストが増大することとなる。

また、初期費用に対する支援となっている実証事業については、平成 27 年度をもって終了することとなるため、市町村の財政負担の軽減を図る必要がある。

#### (4) 住民の認知度の低迷

平成 25 年 12 月に環境省が実施した「消費者意識についてのアンケート調査」の結果によると、小型家電リサイクル法の認知度は、約16%と低迷している。

#### (5) 福祉との連携による小型家電リサイクルの取組の促進

効率的なリサイクルと障害者社会参加促進のため、引き続き福祉との連携による小型家電リサイクルの取組を促進する必要がある。

### 4 今後の取組

(1) 未実施市町村に対し、分別収集の実施を促す。

(2) 市町村への財政支援については、引き続き国に働きかけていく。

(3) 効果的な普及広報を国に働きかけるとともに、引き続き県ホームページでの周知を行う。

(4) 福祉との連携による小型家電リサイクルの取組の促進については、平成 27 年 5 月策定のガイドラインの内容を引き続き充実させていく。

## 小型家電リサイクルと障害者就労施設の連携を支援します！！

～「福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン」を作成しました～

県では、平成24年度から、市町村と障害者就労施設が連携した小型家電リサイクルの取組\*の普及を進めています。

こうした取組は、有用資源の効率的なリサイクルを行いつつ、障害者の社会参加の促進が期待できるなど、環境部門、福祉部門の双方にとって意義があるものと考えています。

そこで、このたび、市町村が、地域の実情に応じて障害者就労施設と連携して小型家電リサイクルに取り組む際に参考となる事項を取りまとめた「ガイドライン」を作成しましたので、お知らせします。

### <ガイドラインの内容>

- ・ 小型家電リサイクル法の概要
- ・ 障害者優先調達推進法の概要
- ・ 福祉との連携による小型家電リサイクルの方法
- ・ 市町村における取組事例 など



### 【添付資料】

- ・ 「福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン」の概要について
- ・ 福祉との連携による小型家電リサイクルのイメージ図

「福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン」は、次の県ホームページから御覧いただけます。<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6804/p21380.html>

#### ※～小型家電リサイクルの取組とは～

使用済となった携帯電話、デジタルカメラなどの小型家電に利用されている貴金属、レアメタルなどの有用な資源の相当部分が廃棄されている状況に対応するため制定された小型家電リサイクル法（H25.4施行）に基づく取組です。

#### 問い合わせ先

小型家電リサイクルについて  
神奈川県環境農政局環境部資源循環課  
課長 堀端 電話 045-210-4140

障害者の社会参加について  
神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課  
課長 中元 電話 045-210-4700

## 「福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン」の概要について

### 1 本ガイドラインの趣旨（p 1）

市町村廃棄物部局と福祉部局が、使用済小型電子機器等の再資源化に関する事業を、障害者就労施設と連携を図りながら推進する場合の留意事項、参考事項を取りまとめたもの。

### 2 小型家電リサイクル法の概要（p 2～6）

小型家電リサイクル法の目的、概要、対象品目、市町村の役割等について記載。

### 3 小型家電リサイクル法施行上の課題（p 7～8）

県内市町村における使用済小型電子機器等の回収量が少ないため、今後再資源化を進めていくために、分解等の前処理を行うことにより有価性を高める仕組みについて検討する必要があること等について記載。

### 4 障害者優先調達推進法の概要（p 9～12）

障害者優先調達推進法の目的、概要、対象施設、対象役務について記載。

### 5 障害者優先調達推進法施行上の課題（p 13）

障害者就労施設のうち、特に就労継続支援事業所B型（非雇用型の事業所）における工賃が低迷していることを挙げ、今後障害者の社会参加を促進していくために、当該事業所への発注を拡大していくことが有効であること等について記載。

### 6 福祉との連携による小型家電リサイクルの意義（p 14）

市町村が分別収集した使用済小型電子機器等を再資源化事業者に引き渡すに当たり、あらかじめ障害者就労施設において分解等の前処理を行うことが、小型家電リサイクル推進、障害者の社会参加促進の双方の観点から意義がある点について記載。

### 7 福祉との連携による小型家電リサイクルの方法（p 15～31）

市町村から障害者就労施設への引渡しの方法の類型として「委託」と「譲渡」の2類型について説明するとともに、障害者就労施設で行う前処理の内容、事業実施に当たっての留意事項（廃棄物処理法との関係、障害者優先調達推進法との関係、契約の方法、契約書に記載する事項等）について記載。

### 8 市町村による取組事例（p 32～36）

今後新たに福祉との連携による小型家電リサイクルに取り組む市町村の参考に資するため、既に取組を実施している県内市町村（横須賀市、藤沢市、小田原市、伊勢原市、愛川町）の事例を記載。

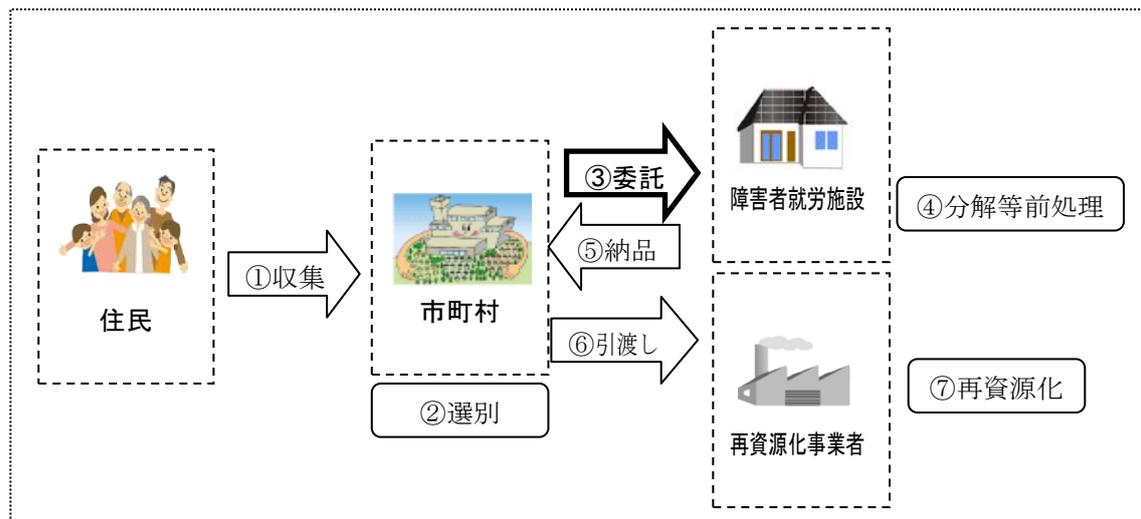
### 9 資料（p 37～41）

使用済小型電子機器等の廃棄物該当性等、福祉との連携による小型家電リサイクルの実施に当たって参照する必要がある廃棄物処理法の解釈通知等を記載。

## 福祉との連携による小型家電リサイクルのイメージ図

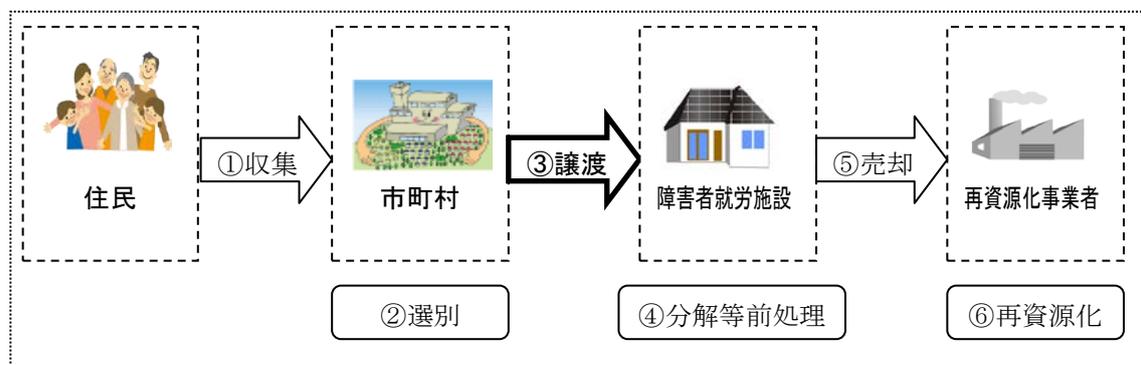
- 市町村から障害者就労施設に携帯電話などの小型家電を引き渡し、障害者就労施設で分解等の前処理を行う場合、引渡しの形態として「委託」と「譲渡」の二つの方法が考えられます。

### <委託による場合>



※ 現在、横須賀市と小田原市で、この方法による取組が行われています。

### <譲渡による場合>



※ 現在、伊勢原市で、この方法による取組が行われています。

- これらのほか、藤沢市と愛川町で、それぞれ独自の取組が行われています。
- 詳しくは「ガイドライン」を御覧ください。